

平成28年度 6月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年6月2日(木) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について (町許可分 7件)
議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について (町承認分 1件)
議案第3号 農用地利用集積計画について (委員会決定分 41件)
議案第4号 農業振興地域整備計画について (意見書提出分 16件)
議案第5号 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度点検・評価(案)
及び農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく平成28年度目標・活動計画(案)について
報告第1号 農地法第18条第6項による通知書 (2件)
報告第2号 農地等形状変更届について (2件)

その他

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行 牛島 博子 鷺崎 和志 中島 勝 小池 正保
田中 良明 中野 秋彦 大川 幸博 吉丸 俊春 内田 秀光
大坪 正治

欠席者 原 善實 田中 市三 田中 芳春 峯 孝樹
中山 好典 鶴 香代子

事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より6月の定例農業委員会を開催します。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。暑い中、小麦の収穫等忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第5条の規定による許可申請について(町許可分7件)、議案第2号として農地転用許可後の事業計画変更承認

申請について（町承認分1件）、議案第3号として農用地利用集積計画について（委員会決定分41件）、議案第4号として農業振興地域整備計画について（意見書提出分16件）、議案第5号として農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度点検・評価（案）及び農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく平成28年度目標・活動計画（案）について、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（2件）、報告第2号として農地等形状変更届について（2件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、5番〇〇委員さんと6番〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

5月25日に会長、事務局と現地調査を行いました。雨水については、敷地内の貯水槽より水路に排水されます。生活排水については下水道により排水され、周辺農地への影響はないため、農地転用にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議をお願いします。

会 長

今、副会長と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

14,000㎡余りの転用ですが、権限移譲を受けたから、町長許可となっているのか。

事務局

平成28年3月までは2ha以下は県知事、4月からは法改正により4ha以下は町長（許可権者）となっており、権限委譲となったから町長許可となった訳ではありません。

〇〇委員

町長権限となり、転用、開発が進みすぎる懸念がある。案件自体は賛成ではあるが、町の手続きはより慎重に行ってもらうよう要望したい。

会 長

他に無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

事務局の説明がありましたとおり、東側は住宅地、西側は工場敷地に囲まれた場所であり問題ないと思いますが、水路は白壁となっているが、末端は石貝地区となっており了解されていると思われますので、農地転用にあたり問題はないと思いますので宜しくご審議お願い致します。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号2については、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号3農地法5条の許可申

請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

5月25日会長、副会長、事務局と現地確認を行いました。

条件付き分譲住宅としての申請であり、排水経路、周辺農地への影響等おおむね問題ないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

昨年の農振除外の際は、周辺農地を含めた一体的な申出であったと記憶しているが、周辺農地の同意が得られなかったのか。または、事業者の過去の実績による規制で申請に至らなかったのかをお尋ねしたい。

事務局

農振除外の際も、今回の申請と同じ土地、面積で申請。実績による規制は、佐賀県の方譲住宅の転用に係る規定を準用し、建物の7割の建築完了。具体的には、最低でも棟上げまで完了していなければ申請受付は行っていない。事業申請者は、昨年近隣農地に2区画の条件付き分譲住宅での許可を受けてあり、1区画は完了済。残る1区画は本日の議案としている目的変更による変更承認申請により、事業実績確認として今回申請を受け付けている。

〇〇委員

野放図な開発とならないよう転用申請にあたっては、問題と思われる事案については、警鐘を鳴らす必要はあると考えます。

〇〇委員

取水のための側溝の広さは確保してもらいたい。地域発展のための開発に際しては、お互いの譲り合う姿勢は必要だが、営農のための取水量は確保してもらいたい。

事務局

隣接者との取水、排水に関しては、事業者に対し協議を行うことについて依頼している。ただ、個別の農地で水の受益状況が異なるため、一律的な指導は難しい面もあります。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号3については、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

事務局説明のとおり、申請地は50年ほど前はミカン畑でありましたが、譲渡人の後継者問題等もあり、管理面で支障のある農地でありました。地元との協議もできており、雨水は溜桝により池に排水されませんので、農地転用にあたり問題ないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第1号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号5農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

5月25日に会長、事務局と現地調査を行いました。申請地は第1種農地と判断されます。雨水排水については溜柵により南側水路へ排水され、生活排水は下水に流されることから、農地転用にあたり問題ないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

今、副会長と事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第1号5について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号5は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号6農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

5月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

親子の貸借による転用であり、雨水は貸人の土地を経由し水路へ排水され、生活排水は下水に流されることから、農地転用にあたり問題ないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第1号6について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号6は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号7農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号7農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元委員でありますので説明します。

5月25日に副会長、事務局と現地確認を行いました。申請地は白石西大島線沿いの場所であり、周囲は宅地となっております。転用目的は、自営業であるカラオケ機器の保管庫設置であり、雨水は南側側溝を整備し、西側道路側溝に排水されるため周辺農地への影響はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第1号7について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号7は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地転用事業計画変更申請承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地転用事業計画変更申請承認について、申請人の住所、氏名、所在地、変更転用目的、変更転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などにより、農地転用許可後の事業計画変更申請に係る調査書に基づき、事業計画承認申請の妥当性について説明を行い、承認要件を満たしていることを説明する。を説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

5月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。おとし12月に条件付き分譲住宅として許可を受けている農地であります。今般、近隣の方から、自分と近所に住む親族の駐車場が不足しているとの相談があったことによる変更申請であり、問題ないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について変更承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり承認相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願いいたします。

会 長

質疑が無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号1農業振興地域整備計画報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等について説明する。

会 長

地元原委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

分家住宅と事業所の拡張であり、既存事業地には農業用倉庫と事務所があり、農振除外は支障がないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、分家住宅及び既存事業所の拡張のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号1について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等について説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

建設業を営まれており、既存敷地の1/2以内の拡張であり、農振除外は支障がないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

〇〇委員

説明の際に、想定される農地区分の判断意見を伺いたい。

事務局

農地区分判断は最終的には農業委員会における決定事項となっております。参考意見として、事務局の想定意見を述べます。

先程の案件については、第1種農地と推定しています。

〇〇委員

今回の案件では、農地転用後に、わずかな農地が残る計画であるが、厳密に1/2での申出をされているのか。

事務局

1/2は厳守されている。

〇〇委員

農業用施設で200㎡未満の場合、許可不要となっているが、分筆測量までする必要があるか。また、課税はどうなるのか。

事務局

現在の事務手続きでは、分筆測量までは必須としていない。ただし、恒久的な施設の場合は、将来的な利用も考慮し、分筆、転用について依頼は行っています。

また、農地であっても現況により宅地並み課税とされます。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、既存事業所の拡張のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号2について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

続きまして、議案第4号3について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号3農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

住宅地の中で、20年以上畑同様に利用されている農地で、取水に関して支障がある。農振除外にあたっては支障がないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号3について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号4について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号4農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第1種農地と推定していることについて説明する。

会 長

〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

既存事業所拡張であり、周辺農地への影響もないことから、農振除外にあたって支障はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、既存事業所の拡張のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号4について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号5について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号5農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

5月25日に会長、副会長、事務局と現地確認を行いました。従前の事業所跡地と一体の計画であり、農振除外にあたって支障はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、隣接する土地との一体事業のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号5について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

続きまして、議案第4号6について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号6農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

現在は木が繁茂している。南側は住宅地、北側は農業倉庫があり、農振除外にあたって支障はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

なお、当初説明があった時には、町道が簗原地区に通じる道路用地を含むと聞いていたが、どうなっているのか。

事務局

申出は、分譲住宅用地とされています。

〇〇委員

字図、土地利用計画図を見ると、道は繋がることになると思われれます。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号6について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

続きまして、議案第4号7について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号7農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

数年前、申出者の寺改修の際、進入路として一部を利用していた。今回駐車場用地としての申請ですが、農地の広がりもないことから、拡張に関し問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、既存施設の拡張のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号7について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号8について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号8農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

先程の案件と同様の状況であり、農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで

皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、周囲の宅地化の状況が住宅が連担している区域で広がりがない農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号8について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号9について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号9農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

周囲は住宅地に近接した場所であり、東側は道路整備がされており、排水に関しても問題はない農地であり、農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号9について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号10について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号10農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第1種農地と推定していることについて説明する。

〇 〇

地元委員として説明します。事務局説明のとおり、こすもす館の駐車場が極端に不足しているため事業所拡張のための申請であり、農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と併せ説明を行いました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、現状の駐車場不足解消のための既存施設の拡張の申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号10について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号11について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号11農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

事務局より説明がありましたとおりの状況であり、農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と〇委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、上下水道の整備計画状況、宅地化の状況から市街化が見込まれる区域内の農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号11について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号12について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号12農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

今回転用申請がありました大型店舗の西側の農地であり、周囲は住宅に囲まれ、広がりもないことから農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と併せ説明を行いました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇委員

宅地分譲地、共同住宅用地の位置について確認したい。

事務局

字図、土地利用計画図により説明。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「宅地化の状況が住宅の用、事業の用に供する施設が連たんしている区域内にあり、その規模が概ね 10ha 未満の農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第 4 号 1 2 について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

続きまして、議案第 4 号 1 3 について、事務局説明をお願いします。

なお、〇〇委員さんが関係者ですので退席をお願いします。

事務局

議案第 4 号 1 3 農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第 3 種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

5 月 2 5 日に会長、副会長、事務局と現地確認を行いました。一部土地改良事業の農地もありますが、町道〇〇線の道路用地の残地を定住促進として活性化につながる事業であり、隣接、地元の同意もあることから、農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「上下水道が埋設されている道路に隣接し、500m以内に教育施設、医療施設が存する農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号13について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号14について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号14農業振興地域整備計画について、農用区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

〇〇委員さんより意見を頂きたいと思えます。

〇〇委員

5月25日に会長、事務局と現地確認を行いました。分家住宅用地のための申出であり、集落に接続しており周囲に影響はないことから、農振除外にあたり問題はないと思えますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思えます。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、また集落接続の農地であり除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号14について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号15について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号15農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第2種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

一部土地改良事業と未実施の農地が混在しており、広がりもない場所である。現状は未耕作となっており、病害虫の発生防止の観点からも、農振除外にあたり問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「一部特定土地改良事業区域内の農地はあるが、概ね500m以内に駅、町庁舎が存する区域内のある農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号15について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号16について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号16農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況等、農地区分は第1種農地と推定していることについて説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

5月25日に会長、副会長、事務局と現地確認を行いました。住宅の新築に伴う宅地に隣接した農地の一体的に利用するための農振除外であり、問題はないと思いますので、宜しくご審議お願い致します。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、隣接する土地との一体事業のための申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号15について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。

〇〇委員

農振除外を含め、下記の点について、確認、要望をお願いしたい。

1点目は農地転用の権限移譲を受けているが、農振除外についても権限移譲されているのか。

2点目は、三根校区での定住促進が中心であったが、今回、中原校区、北茂安校区でも多くの農振除外申出がなされているが、計画変更等があったのか。

3点目は、議案の付近見取図について、周囲の家屋の名称等が分かる範囲での資料添付をお願いしたい。

事務局

農振除外にあたっては、従来どおりで、農業委員会以外の土地改良区等関係団体の意見書の提出を求めた上で、県との協議を経て除外することとされており、変更はあっておりません。

付近見取図は、添付資料作成にあたり検討します。

〇〇委員

先々月の委員会において、権限移譲された内容の資料の配付があったが、農業委員会への話し合い、意見徴取等はなされたのか。関係する機関からの意見を聴く必要があったのではないかと考えます。

また、今回、多数の農振除外の申出案件があったが、件数が増えた要因も権限移譲によるものなのか。

〇〇委員

権限移譲となり事務処理がスピーディになるのは良いことだが、情勢について農業委員会への話は事前に説明及び報告はしておいて欲しかった。

権限移譲を受けたことによる違いもあることから、平成28年度と27年度の事務処理の流れ、面積、要件について、チャートでの資料の作成をお願いしたい。

〇〇委員

今までは、農業委員会と県と2重の審査が行われていた。権限委譲となったことにより、農業委員会の意見の責任は重くなると考えます。また、今回件数が増えたと思われるが。農振除外に手続きが変更になったのでしょうか。

事務局

農振除外は、農地転用事務と異なり、法的な事務手続きが開始されれば、約9ヶ月から1年の期間を要し、その間は新たな除外手続はできないため、その間に申出された案件について、今回まとめて意見書の依頼がなされております。

昨年も追加の案件もありましたが、5月から7月にかけて、ほぼ同様の件数の意見書の依頼がなされております。

〇〇委員

農地転用にあたり、長期の時間を要することは、町の土地利用計画等を阻害する場合もあることは理解するが、安易に了承となることは問題が生じる恐れがあるのではないかと思われます。

〇〇委員

乱開発にならないように協議、検討は必要であり、独善的に転用がなされないようにすべきというのは、他の委員さんも同様ではないかと思われる。

また、農振除外して、町が用地取得し定住促進することは問題ないが、転用分譲する場合、コスト意識は必要であり、開発はしたが売却できないでは問題がある。町内でも残っている民間の分譲地があることから、積極的な売り込みを行ってほしい。

〇〇委員

今回の農振除外でも、3町ほどの申出がなされている。みやき町、上峰町でライスセンターの再編の話が進んでいる。今後も同程度の農振除外、農地転用がなされれば、ライスセンターの受益、加入面積が減りこととなり、各農家の負担が増えてくることとなる。

計画性を持った開発をお願いしたい。

会長

他に無いようでしたら続きまして、議案第5号「農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度点検・評価（案）及び農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく平成28年度目標・活動計画（案）」について、事務局説明をお願いします。

事務局

農業委員会の適正な事務実施について、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を4月の農業委員会の際に（案）と言うことでホームページに掲載の了解を得ましたので、4月14日から5月13日まで30日間意見募集を行いました。意見はなかったことについて報告します。また、農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく平成28年度目標・活動計画（案）については、5月の農業委員会の際に、文明等の修正がある場合は報告をお願いします。との説明を行い、修正等の意見はありませんでしたので、本定例会において決定いただければ、ホームページに公表し、それと並行して県を通して農政局に報告したいと考えております。今回は、意見がなかったということで資料のとおり決定いただければと思います。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので、採決をしたいと思います。議案第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第5号は、承認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P145報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第2号 1及び2農地等形状変更届について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案P146報告第2号1及び2について、土地の所在、地目、面積、届出者、形状変更状況などを読み上げて説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

5月25日に会長、副会長、事務局と現地確認を行いました。現地は谷間となっている湿田であり、現状では大型機械での作業は困難な農地であります。形状変更後の作業面、管理面から支障がないことから承諾をしております。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

高低差が2mとなっており、両側は水路となっている。土砂の流出防止については問題ないのか。

〇〇委員

その条件については確実に確認している。側溝を入れないと下流に影響を及ぼすことから、厳しく監視を行います。

会 長

無いようですので報告については、届出どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

事務局

① 違反転用農地に対する指導について

通知文書内容確認

(意見)

広報誌への啓発文書の掲載

違反物件ごとの交渉経過書作成

② 農業者年金加入推進について

副会長より加入推進への協力依頼

③ 平成28年度第1回農業委員研修会について

会 長

今回は7月5日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、7月5日（火）実施するという事で決定いたします。

それから、今月の現地調査を6月24日（金）午前中に予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで5月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長

議事録署名人 5 番

議事録署名人 6 番